

1 改正の背景

- (1) 新型コロナウイルス感染症のまん延により、昨年度の兵庫県防災会議は委員の招集が困難と判断し、書面開催で実施（議決は会長の専決処分）。
- (2) 今後、同様の事案が発生した際にも議決事項を遅滞なく対処する必要があることから、書面決議が可能であることを運営規程上で明確化

2 改正の内容

- (1) 緊急を要する場合や、やむを得ない事情がある場合は、会長は委員の招集を行わず、書面により会議を開催し、決議することが可能
- (2) 書面開催の場合も委員報酬が支給されることを明確化

3 新旧対照

現 行	改 正
<p>[略]</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 防災会議は、年度の当初及び防災に関し、会議の必要が生じたときに開くものとする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第5条 委員（県の職員である委員を除く。）が防災会議に出席したときは、報酬を支給する。</p> <p>2 前項の報酬の額は、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の規定に定める額とする。</p> <p>3 第3条第2項の規定に基づき、代理人が防災会議に出席したときは、代理人に対して、委員と同額の報酬を支給する。</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 防災会議は、年度の当初及び防災に関し、会議の必要が生じたときに開くものとする。</p> <p><u>2 会議の開催にあたり、次の各号に該当するときは、会長は委員の招集を行わず、書面により会議を開催し議決することができる。</u></p> <p><u>(1) 緊急を要する事態が生じ、防災会議を招集する暇がないと認めるとき</u></p> <p><u>(2) その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないとき</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第5条 委員（県の職員である委員を除く。）が防災会議に出席したときは、報酬を支給する。</p> <p>2 前項の報酬の額は、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の規定に定める額とする。</p> <p>3 第3条第2項の規定に基づき、代理人が防災会議に出席したときは、代理人に対して、委員と同額の報酬を支給する。</p> <p><u>4 前条の規定により書面による開催とした場合も、第1項から第3項までの規定を適用する。</u></p> <p>[略]</p>